

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、**改めて申請は不要です。**

※**支給を希望しない場合**は、6月15日までに、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

1. だれに支給されるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（特別給付を除く）を受給している方です。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

対象となるのは、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童、および、同年3月分の児童手当の対象となる児童（4月から新高校1年生等となった学年の児童）です。

3. いくら支給されるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつ支給されるの？（支給時期）

対象の方には、令和2年6月22日（月）に支給します。万一支給が確認できなかった場合には、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

5. どんなかたちで支給されるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の振込先として指定している口座に振り込みます。

【ご注意ください！】

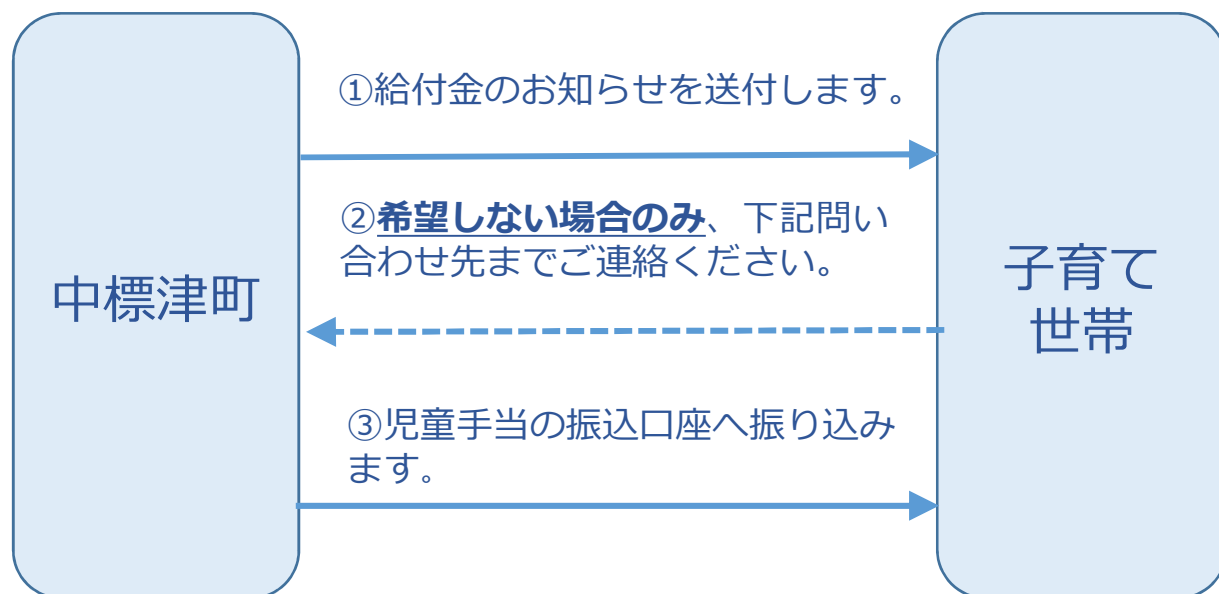
※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記について、口座解約・変更等により指定口座への振込が令和2年12月末までにできない場合は、臨時特別給付金が支給されませんので、必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

この給付金については、受給に関して申請は不要です。
中標津町では、6月22日（月）に支給する見込みです。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生等の給付金については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、中標津町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。
なお、避難している方が給付金を受給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童が入所している児童養護施設等に支給します。

お問い合わせは



中標津町役場 子育て支援室 子育て支援管理係
電話：0153（73）3111（内線230・231）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“**振り込め詐欺**”や“**個人情報の詐取**”にご注意ください
ご自宅や職場などに中標津町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに中標津町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。